第10期分別収集計画

令和4年6月

豊 後 高 田 市

目 次

1,	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2,	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3,	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4,	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5,	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み ・・・・・・・・	2
6,	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に・・・・・・ 関する事項	2
7,	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び ・・・・・・ 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8,	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物・・・ ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み	6
9,	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物・・・ ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10,	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 1,	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 ・・・・・・・・・	9
12,	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・	10

1, 計画策定の意義

豊かで美しい都市形成には、廃棄物問題を抜きにしては考えられず、今日の廃棄物問題の特徴である「大量生産」「大量消費」「大量廃棄型」の都市型生活様式からの転換をはかり、生活及び事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減する資源循環型社会を形成していく必要がある。また、資源循環型社会とは、ごみの発生や排出を極力抑え、排出されたごみについては再利用・再資源化し最終処分場への負荷を限りなくゼロに近づけるシステムを目指すものである。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きな比重を占める容器包装廃棄物を分別収集することで、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、限りある資源の有効利用、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、循環型の 廃棄物処理が具体化されるとともに、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄 物処理施設の延命化、資源の有効利用が図られるものである。

2, 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会 づくり
- ② すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3, 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度(3年ごと)に見直す。

4, 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5, 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	833 t	824 t	815 t	806 t	797 t

6、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○市民に向けたごみの分別及び減量化の推進

【ごみゼロぶんごたかだ推進大会】

・ごみ減量の推進活動を行う、各種団体や企業等を対象に、ごみ減量や美化活動等 の功労者の表彰、企業や団体の環境活動報告のほか、ごみゼロ市民宣言などを行 うものとする。

参加者は、ごみの分別啓発の一環として、リサイクルごみを持参することで、 一人ひとりがごみの分別意識を持つことによってごみ減量への意識の高揚を図り、 行政・市民・事業者が一体となって、ごみゼロのまちづくりに向けてそれぞれの 役割を再確認することで、ごみ減量の推進を行う。

【ごみ量の見える化】

・市民一人が排出するごみ量を、市報・ホームページ・ケーブルテレビを活用して 見える化し、月別・年度別に比較する事により、ごみの減量化への推進を啓発し ていく。

【エコワンポイント講座】

・市報やホームページにて、市のエコキャラクターである「エコビー博士」が、ご み減量や環境美化・温暖化などについてQ&A形式でわかりやすく説明すること で、ごみ減量などの環境にやさしい活動に簡単に取り組んでもらえるよう啓発す る。

【ごみゼロナビゲーション】

・イベント開催時にごみ集積ブースを設け、イベント来場者から排出されるごみを 一ヶ所に集め、来場者にごみの分別を行ってもらうことで、ごみの分別の必要性 及び資源化を啓発するとともにごみ減量化の推進を行う。

【廃棄物減量等推進員研修会】

・ごみ集積所を管理する廃棄物減量等推進員(ごみ集積所管理者)に「ごみ出しルール」の説明をすることで、ごみの分別による資源化の必要性を認識してもらい地区住民への啓発を実施してもらうことで、ごみの分別の推進を行う。

【ごみ減量説明会】

・地域を対象にした、「ごみの減量及び3R」を主に環境について推進啓発を図ることを目的として講座を実施する。

市のごみの排出状況を説明することにより、ごみ問題への理解を深め、ごみ分別への意識を高めることを目的とする。

特に、リサイクル可能な雑がみの分別を重点的に説明し、家庭で実践できるように講座をおこなう事でごみの分別及び減量の推進を行う。

【資源拠点回収】

・公共施設にペットボトルキャップ、小型家電、インクカートリッジ、廃油の回収 ボックスを設置し、分別による回収を行うことで、資源ごみであることを合わせ て再認識してもらい、資源化への意識向上を図る。

【マイバッグ持参運動】

・スーパーマーケット等の小売店との協働から、レジ袋無料配布中止の取組みを推進し、買い物時においてマイバック等の持参を呼び掛け、市民は「ごみを買わない、持ち帰らない」事業者は「ごみを売らない、渡さない」運動により容器包装の抑制及び簡素化を推進することにより、使い捨てライフスタイルの変革及びごみ減量化を促進する。

【パソコンの宅配便回収】

・パソコンは、貴重な資源とされており、国の認定事業者であるリネットジャパン リサイクル株式会社と市による協定を締結し、宅配便による自宅回収を実施して いる。

【ごみ戸別収集事業】

・家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者等の世帯を 対象に、週1回、自宅の玄関先までごみの収集に伺う事業で、高齢者等に対する ごみ出しの支援を行い、生活環境の整備を図る。

○事業者に向けたごみの分別及び減量化の推進

【ごみの減量・資源化の啓発指導】

・排出者責任の強化を行うため、特に事業所から出る事業系ごみの多量排出者に対し、ごみの減量・資源化に取り組むよう要請するとともに、収集運搬許可業者に対しても、取引先事業者と協力・連携して資源化に取り組むよう指導する。

また、事業所及び収集運搬許可業者に対し、リサイクル施設などの資源化に関する情報の提供を行うことで、適正処理を要請する。

【ごみ減量化推進宣言店】

・ごみ減量化、資源化に取り組む店舗、事業所等を「ごみ減量化推進宣言店(事業所)」として指定することにより、ごみ減量化・資源化への取り組みをさらに拡大し、併せて市民の積極的な利用と協力を得ることにより、「市・市民・事業者」が一体となったごみ減量化運動の展開を図る。

○環境教育、啓発活動の充実

【環境講座】

・保育園や幼稚園及び小学校を対象に、ごみの減量・3Rの推進啓発を図ることを 目的として講座を実施する。

環境問題への理解を深め、身近にできることから取り組む意識を育む。また、 リサイクル可能な雑がみの分別を講座に取り入れ、家庭での実践方法を伝えるこ とで分別に取り組んでもらう。

【ごみ清掃工場の見学会】

・小学生を対象とした、ごみ処理施設の見学を実施し、ごみの処理方法や資源物の 選別方法等の仕組みを解説することにより、ごみの分別による減量への取組やリ サイクルの必要性などについての意識啓発を図る。

7,分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

埋立処分量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、 分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力 度、豊後高田市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄の とおりとする。

分別収集をする容	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	岩	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
	って飲料を充てんするためのミニウムが利用されているも	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	문	段ボール
主としてポリエチレンテレ容器であって飲料、しょりの	ペットボトル	
主としてプラスチック製 ^の のもの	の容器包装であって上記以外	白色の発砲スチロール 製食品トレイ

8,各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5 年度	Ę.	6 年		7 :	年度	8	年度	9	年度
主としてスチール製の 容器	38	t	38	t	38	3 t	3	8 t	3	8 t
主としてアルミ製の容 器	31	t	31	t	3	1 t	3	1 t	3	1 t
	(合計)		(合	計)	(€	計)	(€	}計)	(-	合計)
無色のガラス製容器	53	t	52		5			<u> </u>		9 t
		自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	53 t	0 t	52 t	- 1	01 0		00,0		10 0
	(合計)			計)		計)		計)		合計)
茶色のガラス製容器	(引渡量) (独	t 自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	2 t (独自処理量)	(引渡量)	2 t (独自処理量)	(引渡量)	2 t (独自処理量)
		42 t	(引級重) 0 t	42 t	(引級重) 0 t					
	0 t (合計)	42 t		4 <u>4</u> 月 t		44 <u>月</u> 計)		<u>42</u> [計)		<u>42 t</u> 合計)
	9	t.	9	t.	9		Ç			9 t.
その他のガラス製容器		自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t	9 t	0 t	9 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2	t	2	t	2	t	2	t t	4	2 t
主として段ボール製の 容器	82	t	81	t	80) t	7	9 t	7	8 t
主としてポリエチレン	(合計)		(合	·計)	·) (合計) (合計)		(合計)			
テレフタレート(PET) 製の容器であって飲料	41	t	41	t	4	l t	4	1 t	4	1 t
又はしょうゆその他主	(引渡量) (独	自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
務大臣が定める商品を 充てんするためのもの	0 t	41 t	0 t	41 t	0 t	41 t	0 t	41 t	0 t	41 t
).1.1	(合計)		(合	計)	(€	計)	(€	(信台	(-	合計)
主としてプラスチック 製の容器包装であって	1	t	1	t	1	t	1	t	-	<u>t</u>
上記以外のもの		自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t					
(うち白	(合計)			計)		計)		(信全	`.	合計)
色トレ	1 (71)	t t	(7134 =)	(Vital to to to to	(7156-81)	t (Yet ets for any III)	(713mm H1)	'		<u> </u>
イ)		自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t	0 t	1 t

引渡事業者については、市への指名競争入札指名願の提出の有無及び容器包装廃棄物の取扱いや再資源化までが確立している事業者を選定し、入札にて引渡業者を決定することとする。また、落札事業者については、引渡した容器包装廃棄物の納入先、処理工程、最終的な製品になるまでのフロー図の提出により再商品化がされているかを確認することとする。

引渡し事業者が容器包装廃棄物を輸出する場合については、再生利用する為の分別、 洗浄、裁断等により適切に調整された状態のものであるか確認を行うこととする。

- 9, 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法
 - ①過去3年間(令和元年度~令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績から、 品目別の平均重量を算出
 - ②平均重量へR3~R4年度の人口変動率(98.9%)を乗じてR4年度の品目別の見込み量を算出

品目R	元~R3年度	平均値	R3~R4年度	R4年度	
品目	構成比	重量(t)	人口変動率	見込み量(t)	
スチール	12.5%	38	98.9%	38	
アルミ	10. 2%	31	98.9%	31	
ビン	35. 1%	106	98.9%	105	
紙パック	0.7%	2	98.9%	2	
段ボール	27. 7%	84	98.9%	83	
へ゜ットホ゛トル	13.5%	41	98.9%	41	
トレイ	0.3%	1	98.9%	1	
合 計	100.0%	303	合 計	301	

③直近年度の特定分別基準適合物等の見込み量×人口変動率にて算出

人口変動率は、過去の人口推移より、次のように設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
22,020人	21,778人	21,538人	21,301人	21,067人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.9%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%

10, 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、資源回収推進団体により集団回収が進んでいる段ボールについては、引き 続きこれらの団体が分別収集を実施し、市が委託する業者によって再生業者に運搬 してもらうこととする。

容器包装廃棄物の収集体制

	容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金	スチール製容器	缶類	₩₩₩	市営ごみ清掃工場
属属	アルミ製容器		(委託業者) 以降は親	※令和7年7月以降は新ごみ清掃工場
H	無色のガラス製容器			業者委託
ガラス	茶色のガラス製容器	ビン類	指定日回収 (委託業者)	<u>※</u> 令和7年7月 以降は新ごみ
	その他のガラス製容器			清掃工場
	飲料用紙製容器	紙パック	指定日回収 (委託業者)	業者委託
紙			指定日回収 (委託業者)	業者委託
類	段ボール	紙類	資源回収団体に よる回収 (運搬:業者委託)	民間業者
プラスチ	ペットボトル	ペットボトル	指定日回収 (委託業者)	業者委託 <u>※令和7年7月</u> <u>以降は新ごみ</u> <u>清掃工場</u>
ッツク	白色の発砲スチロール製 食品トレイ	白色トレイ	指定日回収 (委託業者)	業者委託

11, 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

スチール及びアルミ製容器は、当市の不燃物処理施設にて選別・圧縮を行い売り払い契約にて売却する。その他の容器包装廃棄物については、ストックヤードの不足及び機械設備等の関係から当面は、委託業者の処理施設にて選別・梱包を行い再生処理する。 なお、『スチール缶』・『アルミ缶』・『ビン』・『ペットボトル』については、令和7年7月竣工後(予定)、新ごみ清掃工場で中間処理を行う。その他の種類については、現状どおりの対応とする。

分別収集の用に供する施設及び収集形態

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	- 新	袋		○不燃物処理施設 (選別・圧縮施設) ○新ごみ清掃工場
アルミ製容器				<u>マテリアルリサイ</u> <u>クル推進施設</u> <u>(選別・圧縮・梱包)</u>
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器	ビン類	袋	3 t パッカー車	○委 託 業 者
その他のガラス製容器			2 t ダンプ車	(選別・梱包) <u>○新ごみ清掃工場</u>
飲料用紙製容器	紙パック	縛る、袋		<u>マテリアルリサイ</u> <u>クル推進施設</u>
段ボール	段ボール	将る、衣		<u>(選別・圧縮・梱包)</u> <u>※ビン類、ペット</u>
ペットボトル	ペットボトル			ボトルのみ
その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ	袋		

12, その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、日常生活に密着している女性のみの懇話会を開催し、社会におけるごみの発生や資源の浪費をゼロに近づけるための活動について、内容・方法・啓発周知方法等を協議することで「できることから始める」を推進しながら環境意識の向上を図る。

また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、老人クラブ・女性団体・子ども会などによる集団回収を推進し、奨励金の交付、優良団体への表彰等の支援を行う。

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改訂時には、 その記録を基に事後評価を行うこととする。

分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。